

稲津排水機場外3施設保守点検委託

仕 様 書

豊中市 都市基盤部 基盤保全課

(概 要)

本仕様書は稲津排水機場外 3 施設保守点検委託における設備の保守点検を受託する場合の受注者の業務事項を定めるものであり、次の①から④に各施設の仕様を各々に定める。

① 稲津排水機場保守点検仕様

(委託業務の内容及び場所)

内容：各種機器の点検運転

各種監視事項の記録書作成

保守点検は月例点検 5 回、年次点検 1 回とし、時期については市担当者の指示による。

場所：豊中市稲津町 1 丁目地内

(報告書の整理)

受注者は定められた報告書を常に整理し、業務事項を明らかにしておかなければならない。円

(保守点検等)

受注者は排水機場の機能を常に発揮できる状態に機器類の点検を行うものとする。

受注者は排水機場の機能の確保をはかるため、受注者の責任において、排水機場内流入土砂の搬出を行うものとする。

(故障及び修理)

受注者は機器類の点検に際し、発生又は発見した故障について、発生箇所、状況及び処置について市に遅滞なく連絡すると共に報告書を提出しなければならない。

受注者は点検などに要する工具類、消耗品を負担し、潤滑油類は市にて用意するが機関潤滑油入れ替えは受注者にて行うこと。

(危険物についての注意)

電気の充電部、計器類の回転部分、燃料潤滑油などの油脂類機関排気管などの高温部分については作業管理上、十分注意して危険の及ぶことのないように注意しなければならない。

(点検の概要)

受注者は、下記の通り月例及び年次点検を行うものとし、機器の異常の有無を点検し、排水作業に支障のないように努め、その状況を記録しなければならない。

保守点検の概要は次の通り

(1) 月例点検

- (イ) マンホール内点検
- (ロ) マンホールの浮遊物、土砂上げ及び清掃
- (ハ) 各設備機器の作動状況確認
- (ニ) 各設備の絶縁等測定
- (ホ) その他必要と思われるもの

(2) 年次点検

- (イ) 月例点検
- (ロ) ポンプ引上げ外観目視点検
- (ハ) 各種機器の絶縁抵抗測定 (詳細)
- (ニ) 端子台増締め
- (ホ) インペラの腐食、磨耗の検査
- (ヘ) その他必要と思われるもの

(その他)

受注者は点検結果を点検毎にまとめ、定められた書式により報告書を作成して市担当者に提出しなければならない。なお、緊急を要するものは、遅滞なく連絡するとともに市担当者と協議の上、応急対策を実施するものとする。

〔主要設備・機器〕

・排水ポンプ (1号・2号)	各1台
機 名	100DV63.7 (水中モーターポンプ)
口 径	100mm
排 出 量	毎分 1.2 立方メートル
全 揚 程	4.0m
ポンプ回転数	1,720r.p.m.
出 力	3.7 k W
メーカー	エバラ
・逆止弁	2台
・ポンプ着脱装置	1式
・フロートスイッチ	4個
・引込盤	1式
・制御盤	1式

② 二葉町排水機場保守点検仕様

(委託業務の内容及び場所)

内容：各種機器の保守点検

各種監視事項の記録書作成

保守点検は、月例点検 5 回、年次点検 1 回とし、時期については市担当者の指示による。

場所：豊中市二葉町 1 丁目地内

(報告書の整理)

受注者は定められた報告書を常に整理し、業務事項を明らかにしておかなければならない。

(保守点検等)

受注者は、排水機場の機能を常に発揮できる状態に機器類の点検を行うものとする。

受注者は、排水機場の機能の確保をはかるため、受注者の責任において、排水機場内流入土砂の搬出を行うものとする。

(故障及び修理)

受注者は、機器類の点検に際し、発生又は発見した故障について、発生箇所、状況及び処置について市に遅滞なく連絡すると共に報告書を提出しなければならない。

受注者は、点検などに要する工具類、消耗品を負担し、潤滑油類は市にて用意するが機関潤滑油入れ替えは受注者にて行うこと。

(危険物についての注意)

電気の充電部、計器類の回転部分、燃料潤滑油などの油脂類機関排気管などの高温部分については、作業管理上、十分注意して危険の及ぶことのないように注意しなければならない。

(点検の概要)

受注者は、下記のとおり月例及び年次点検を行うものとし、機器の状態の異常の有無を点検して排水作業に支障のないように努めるとともに、その状況を記録しなければならない。

点検の概要は次の通り

(1) 月例点検

(イ) マンホール内点検

- (ロ) マンホールの浮遊物、土砂上げ及び清掃
- (ハ) 各設備機器の作動状況確認
- (ニ) 各設備の絶縁等測定
- (ホ) その他必要と思われるもの

(2) 年次点検

- (イ) 月例点検
- (ロ) ポンプ引上げ外観目視点検
- (ハ) 各種機器の絶縁抵抗測定（詳細）
- (ニ) 端子台増締め
- (ホ) インペラの腐食、磨耗の検査
- (ヘ) その他必要と思われるもの

(その他)

受注者は点検結果を点検毎にまとめ、定められた書式により報告書を作成して市担当者に提出しなければならない。

なお、緊急を要するものは、遅滞なく連絡するとともに市担当者と協議の上、応急対策を実施するものとする。

〔主要設備・機器〕

・排水ポンプ（マンホール内設置、着脱式）		2 台
機 名	80DV62.2	
排 出 量	毎分 0.73 立方メートル	
全 揚 程	6.0m	
出 力	2.2 k W	
メーカー	エバラ	
・ポンプ制御盤		1 面
形 式	屋外自立式	
	防塵構造	
運転方法	交互運転	

③ 庄内中央緑道 2 号線設備保守点検仕様

(委託業務の内容及び場所)

内容：各種機器の点検運転

各種監視事項の記録書作成

保守点検は、履行期間内に 5 回行い、その時期は市担当者の指示によるものとする。

場所：豊中市大黒町 1 丁目及び島江町 1 丁目地内

(報告書の整理)

受注者は、定められた報告書を常に整理し、業務事項を明らかにしておかなければならない。

(保守点検等)

受注者は、設備の機能を常に発揮できる状態に機器類の点検を行うものとする。

受注者は、当該施設の機能の確保をはかるため、受注者の責任において、設備内流入土砂の搬出を行うものとする。

(故障及び修理)

受注者は、機器類の点検に際し、発生又は発見した故障について、発生箇所、状況及び処置について市に遅滞なく連絡すると共に報告書を提出しなければならない。

受注者は、点検などに要する工具類、消耗品（ランプ、薬液含む）を負担するものとする。

(危険物についての注意)

電気の充電部、計器類の回転部分等については、作業管理上、十分注意して危険の及ぶことのないように注意しなければならない。

(点検の概要)

受注者は下記のとおり点検を行うものとし、機器の異常の有無を点検して設備運営に支障のないように努めるとともに、その状況を記録しなければならない。

保守点検の概要は、次の通り

- (イ) ポンプ井内点検及び水替え作業
- (ロ) ポンプ井土砂上げ及び清掃
- (ハ) 水路点検
- (ニ) 各設備機器の運転状況確認
- (ホ) 薬注ポンプと塩素貯留容器点検、薬液の補充

- (へ) 水中ポンプ運転点検
- (ト) ポンプ操作盤運転点検
- (チ) ポンプ引込盤点検
- (リ) LED 灯点検
- (ヌ) 水質検査
 - (水素イオン濃度(pH)、大腸菌、過マンガン酸カリウム消費量、濁度) 1回
 - (浮遊残留塩素濃度) 点検毎に1回
- (ル) 受水槽点検
- (ヲ) その他必要と思われるもの

(その他)

受注者は点検結果を点検毎にまとめ、定められた書式により報告書を作成して市担当者に提出しなければならない。

尚、緊急を要するものは、遅滞なく連絡するとともに、市担当者と協議の上、応急対策を実施するものとする。

〔主要設備機器〕

- ・ 定置式循環ポンプ (水中ポンプ) 1 台
 - 全揚程 11m ; 口径 ϕ 80 ; 電動機出力 2.2kW ; 吐出量 600 リットル/min
- ・ ポンプ操作盤 (屋外ポスト型) 1 面
- ・ ポンプ引込盤 (屋外柱掛型) 1 面
- ・ 薬注ポンプ (屋外型) 1 台
 - 注入量 30~120ml/min ; 電動機出力 250W
- ・ LED 灯 (屋外ポール型) 1 式
- ・ 受水槽 (容量 1m³) 1 基
- ・ ポンプ井 (容量 9.9m³) 1 基

④ 長興寺排水機場保守点検仕様

(委託業務の内容及び場所)

内容：各種機器の保守点検運転

各種監視事項の記録書作成

遠隔監視通報システムの作動確認

保守点検を月例点検 2 回、年次点検 1 回とし、時期については別表による。

場所：豊中市長興寺北 3 丁目 1 6 番先

(報告書の整理)

受注者は定められた報告書を常に整理し、業務事項を明らかにしておかなければならない。

(保守点検等)

受注者は排水機場の機能を常に発揮できる状態に機器類の点検を行うものとする。

遠隔監視通報システムは、システムの表示確認とする。

(故障及び修理)

受注者は機器類の点検に際し、発生又は発見した故障について、発生箇所、状況及び処置について市に遅滞なく連絡すると共に報告書を提出しなければならない。

受注者は、点検などに要する工具類、消耗品を負担し、潤滑油類は市にて用意するが機関潤滑油入れ替えは受注者にて行うこと。

(危険物についての注意)

電気の充電部、計器類の回転部分、燃料潤滑油などの油脂類機関排気管などの高温部分については作業管理上、十分注意して危険の及ぶことのないように注意しなければならない。

(点検の概要)

受注者は下記の通り月例及び年次点検を行うものとし、機器の異状の有無を点検し、排水作業に支障のないように努めるとともに、その状況を記録しなければならない。

保守点検の概要は次の通り

(1) 月例点検

(イ) ポンプピット内点検（浮遊物除去、土砂等確認）

(ロ) 各機器（電気関係、設備関係）の運転確認

- (ハ) 各設備機器の絶縁等測定
- (ニ) 遠隔監視通報システム作動確認
- (ホ) その他必要と思われるもの
- (2) 年次点検（高低圧受変電設備は除く）
 - (イ) 月例点検
 - (ロ) 電気設備定期点検
 - (ハ) 設備機器（ポンプ、発電機他）運転点検
 - (ニ) その他必要と思われるもの

（保守点検の実施予定時期及び回数）

保守点検の実施予定時期及び回数は、下表のとおりとする。

実施予定時期（月）	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月例点検		○								○
年次点検						◎				

（その他）

受注者は点検結果を点検毎にまとめ、定められた書式により報告書を作成し、市担当者に提出しなければならない。

尚、緊急を要するものは遅滞なく連絡するとともに、市担当者と協議の上、応急対策を実施するものとする。

[主要設備機器]

1. 主ポンプ
 - (No. 1, 2, 3) 水中斜流式 口径；150 mm 流量；2.5m³/min 揚程；21m
 - 出力；18.5kW 回転数；1,800min⁻¹
 - 電動機；3φ 440V
 - 製造メーカー；テラル(株) SPM
 - 仕切弁、逆止弁
2. 電気設備
 - 高圧受変電設備；6.6kV/440・105V キュービクル（別途保守契約）
 - 動力盤；排水ポンプ 天井ホイス
 - 道路照明盤；道路照明
 - 蓄電池；受配電制御用 アルカリ蓄電池
 - 1.2V/セル 20Ah 86セル AHH20SE

		浮動充電サイリスタ式整流器
	蓄電池	;発電機始動用 鉛蓄電池 2V/セル 200AH 12 セル HS-200E 浮動充電サイリスタ式整流器
	製造メーカー	;㈱GSユアサ
3. 自家発電設備	発電機	;3φ 4P 定格 85kVA 440V112A 60Hz
	エンジン	;立型水冷4サイクルディーゼル機関 170PS 1,800r.p.m 電気始動式
	発電機盤	
	製造メーカー	;ヤンマーディーゼル㈱
4. 遠隔監視通報装置		;㈱気象工学研究所

(疑義)

本業務履行に際し、疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上指示に従うものとする。

(不当介入に対する報告・届出等)

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成24年2月1日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市（当該契約を所管する所属長）への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。
- 2 報告・届出は、不当介入等報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- 3 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導しなければならない。
- 4 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

(豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について)

豊中市暴力団排除条例の施行（平成25年10月1日）に伴い、受注者は、契約金額が500万円以上となる元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は、提出すること。元請負人の誓約書は、一般競争入札案件については、事後審査の段階で公告に示す日

時までに、一般競争入札案件以外については、契約書提出時に、担当課へ提出すること。

下請負人等の誓約書は、下請負契約等を締結する際に元請負人を通じて担当課へ提出すること。(市ホームページ参照)